

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 ㊦ビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009 年 11 月号 (Vol.87)

経営承継円滑化法と納税猶予について

昨年の 10 月から「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が施行されています。この法律の主な内容は次の 3 つです。

先代社長が会社後継者へ贈与した会社の株式について、相続が発生したときその株式が他の親族の手に渡ることなどを防止する民法の特例

会社後継者が自社株式を買い集めるための資金や相続税を支払うための資金を有利な条件で借りられるようにする金融支援

会社後継者が先代社長から贈与された株式にかかる贈与税や、相続によって取得した株式にかかる相続税を猶予する税法の特例

このうち、特に話題となっている贈与税と相続税の納税猶予について内容を確認しておきましょう。

贈与税の納税猶予

年間で 110 万円を超える贈与を行うと、通常は贈与税を納税しなければなりません。しかし、経営承継円滑化法を使うと、贈与した株式にかかる**贈与税の全額**(ただし発行済み株式数の 3 分の 2 が上限)が**猶予**されます(免除ではありません)。要件の一部は次のとおりです。

- ・ 経済産業大臣の認定を受けること
- ・ 5 年間は後継者が会社代表者であること
- ・ 5 年間は後継者が会社の株式を保有しつづけること
- ・ 5 年間は従業員の 8 割の雇用を維持すること
- ・ 猶予された税額に見合う担保を国に提供すること(通常は贈与された株式)

(注) 会社の株式保有などは 5 年経過後も維持しつづければなりません

相続税の納税猶予

「5,000 万円 + 法定相続人の数 × 1,000 万円」を超える財産の相続があった場合、通常は相続税がかかります。しかし、経営承継円滑化法を使うと、相続によって取得した株式にかかる**相続税の 80%**(ただし発行済み株式数の 3 分の 2 が上限)が**猶予**されます(贈与税と同じく免除ではありません)。要件はほぼ贈与税の納税猶予と同じです。

贈与税の納税猶予を受けている期間中に贈与した側(株式をタダであげた側)である先代社長が亡くなった場合、一定の要件を満たしていれば、その時点で相続税の納税猶予に切り替えられます。同様に、初代から 2 代目への相続で相続税の納税猶予を使っていて、次に 2 代目から 3 代目への相続が発生した場合にも、一定の要件を満たせば、3 代目も相続税の納税猶予を受けられます。

ふたばセミナーのご案内

11 月 25 日(水)に、「事業承継セミナー」を開催いたします。
新しい法律を利用した円滑な事業承継の方法をお伝えします!!
お知り合いの経営者のなかに、事業承継でお悩みの方がいらっしゃいましたら、是非お誘いくださいませ。